

Title	青果市場の一研究：商業調査報告の一齣
Sub Title	
Author	岩田, 仞
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.3 (1940. 3) ,p.369(47)- 411(89)
JaLC DOI	10.14991/001.19400301-0047
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400301-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地域に居住するユダヤ人は、いはゆる東方ユダヤ人として素質の悪いものが多く、排斥的となつてゐる。そのため、ドイツ人の少數民族としての問題は存在してはゐたが、それがチェッコにおけるやうに激化してゐない状態にあつたといふべきであらう。

青果市場の一研究

—商業調査報告の一齣—

岩 田 仞

目 次

第一節 青果物の商品化と卸賣市場

第二節 市場機構と青果物卸賣價格

青果物配給機構を特色づけるものは、青果物の配給機能と評價機能とが、市場に於て行はれると云ふ事である。青果物は一方に於てその自然的並びに社會的條件に依り多數の獨立小生産者に依つて栽培せられ、他方に於てその消費者は都會に散在する。その結果、配給機構は廣汎な蒐集組織と分散組織とを併有する事になる。然も青果物は腐敗性に富み新鮮なる事を必要とし、迅速なる配給が行はなければならない。従つてその蒐集並びに分散を結合するに市場と云ふ形態を採る。かくて青果市場が青果物配給機構の中樞をなすものである。以下青果市場を中

心として青果物配給に關する若干の分析を行ふ事とする。

第一節 青果物の商品化と卸賣市場

青果市場の成立は古く舊幕時代に迄溯上る事が出来る。例へば當時の最大な消費都市江戸には既に次の如き市場が散在してゐた。京橋青果市場(寛文年間)、駒込青果市場(元龜・天正年間)、下谷青物市場(延寶・天和年間)、二本榎(寛政十一年)、松屋青物市場(元祿三年)、品川青物市場(元祿年間)、大崎食品市場(文政年間)、大崎青物市場(安政年間)、高田食品市場(文政年間)、千住青物市場(天正年間)又大阪では明應四年天満市場、名古屋では慶長の末から元和年間に枇杷島市場がそれ〴〵成立してゐる。

之等市場に入荷される蔬菜果實は、その新鮮さを要求される關係上、運輸機關の發達せざる當時にあつては、その産地は自ら限定される。即ち都會を中心とするその周囲の土地が青果物の主要供給地として發達する。併し乍ら當時にあつても、蔬菜の如く腐敗變質の早いものは兎も角として、然らざる果實の如きものはかなり遠くから集荷せられた如くである。江戸の市場に關する資料は火事其他に依つて喪失したものが多く、之を詳かにする事が出来ないが、名古屋枇杷島市場に付て云へば、尾州領内に産する物のみならず、多くの旅荷物も亦集貨せられてゐた。特に美濃の松茸、遠江、紀伊の蜜柑、三河の薩摩芋等は著名であり、更に遠くは越前、丹波等との取引もあつた。之を以てみれば、舊幕時代に於ても青果物の商品流通はかなり行はれたと考ふべきである。

「文化元子年々西迄十年他所物産書上帳」(西枇杷島市場青物業問屋組合藏)に依れば左の如き品目が掲げてある。

〔勢州〕神戸—青物類。松阪—青物類。四日市—薩摩芋。山田—青物類。桑名—青物類。白子—くわい。六百新田—土芋、〔丹州〕笹山—青物類。〔濃州〕大垣—梨、わさび、青物類。明智—茸、青物類。かやば—柿、干だいこん。江口—柿、干だいこん、青物類。岩田—柿、干だいこん、青物類。關—わらび、わさび、くり、松茸、しめじ、ぜんまい。川浦—松茸、くし柿、くり。野上—松茸。細目—勝栗。今渡—小豆、柿。郡上—わさび。前渡—芋。でんの島—青物類。〔遠州〕黒瀬—蜜柑。〔攝州〕大阪—ひじき。〔城州〕京都—青物類。北野—くわい。七條—ほうづき。金田—蓮根。〔越州〕福井—わさび。つるが—青物類。〔三州〕新城—果物。高濱—薩摩芋。吉田—薩摩芋。岡崎—蓮根。〔江州〕彦根—くわい、蓮根、わさび。大津—くわい。〔紀州〕蜜柑。〔飛州〕高山—わさび、松茸。

(尚ほ當時の間屋は萬物問屋と稱し、青果物以外のものも取扱つた。例へば干物類、魚類、鹽物類、干魚類、海苔類、鳥類、獸類、茶、穀類、炭、石炭、生綿、絲類、ほうづき等が之である。)

而して徳川時代には、未だ都會の發達は極めて緩慢たるものであつて、青果市場も亦舊態依然たるものがあつた。更に當時は青果市場に於ける問屋並びに仲買に對して、封建的な獨占權が與へられ、市場機構も亦固定化してしまつてゐたのである。然るに明治時代を経て日本經濟の資本主義的發展は開始された。農産物の商品化が、日本資本主義的發展に伴ふ農村と都會の分離に伴つて行はれる事は云ふ迄もないが、蔬菜果實に於ては特に顯著である。元來青果物栽培は農家の副業的地位にあり、自給自足的傾向が大であつたが、都市の發展につれて、その栽培様式は一變し商品化も漸次押進められた。然もその商品化の目標は飽迄都市殊に大都市に向けられ、その都市に於ける市場

を基點として行はれる。(次の諸表参照)

各都市消費状況

	果 實			蔬 菜		
	數量(千貫)	金額(千圓)	數量%	數量(千貫)	金額(千圓)	數量%
第一類都市	89,958	31,464	52	269,570	28,634	53
第二類都市	45,509	15,943	26	138,436	19,354	27
第三類都市	17,967	6,807	11	55,796	6,903	11
第四類都市	19,257	6,008	11	46,872	6,228	9
合 計	172,691	60,224	100	510,674	61,119	100
備考	第一類都市 人口60萬以上大都市(6市)			第二類都市 人口3萬乃至30萬都市(23市)		
	第三類都市 人口5萬乃至8萬以下都市(29市)			第四類都市 人口5萬以下都市(23市)		

農林省「全國都市ニ於ケル主要農産物需給調査」

	果 實			蔬 菜		
	全國 生産量	全國 指數	五大都市 大荷量	全國 生産量	全國 指數	五大都市 大荷量
大正九年	496,710	100	70,957	5,562,948	100	80,996
同 十一年	550,244	111	101,521	5,208,970	94	115,006
同 十二年	496,804	100	100,144	5,213,381	94	114,898

同 十三年	587,915	118	127,013	179	5,380,463	97	114,256	141
同 十四年	567,533	114	130,850	184	5,267,122	95	130,457	162

石川武彦著「青果需給の研究」 (備考 生産量=單位噸)

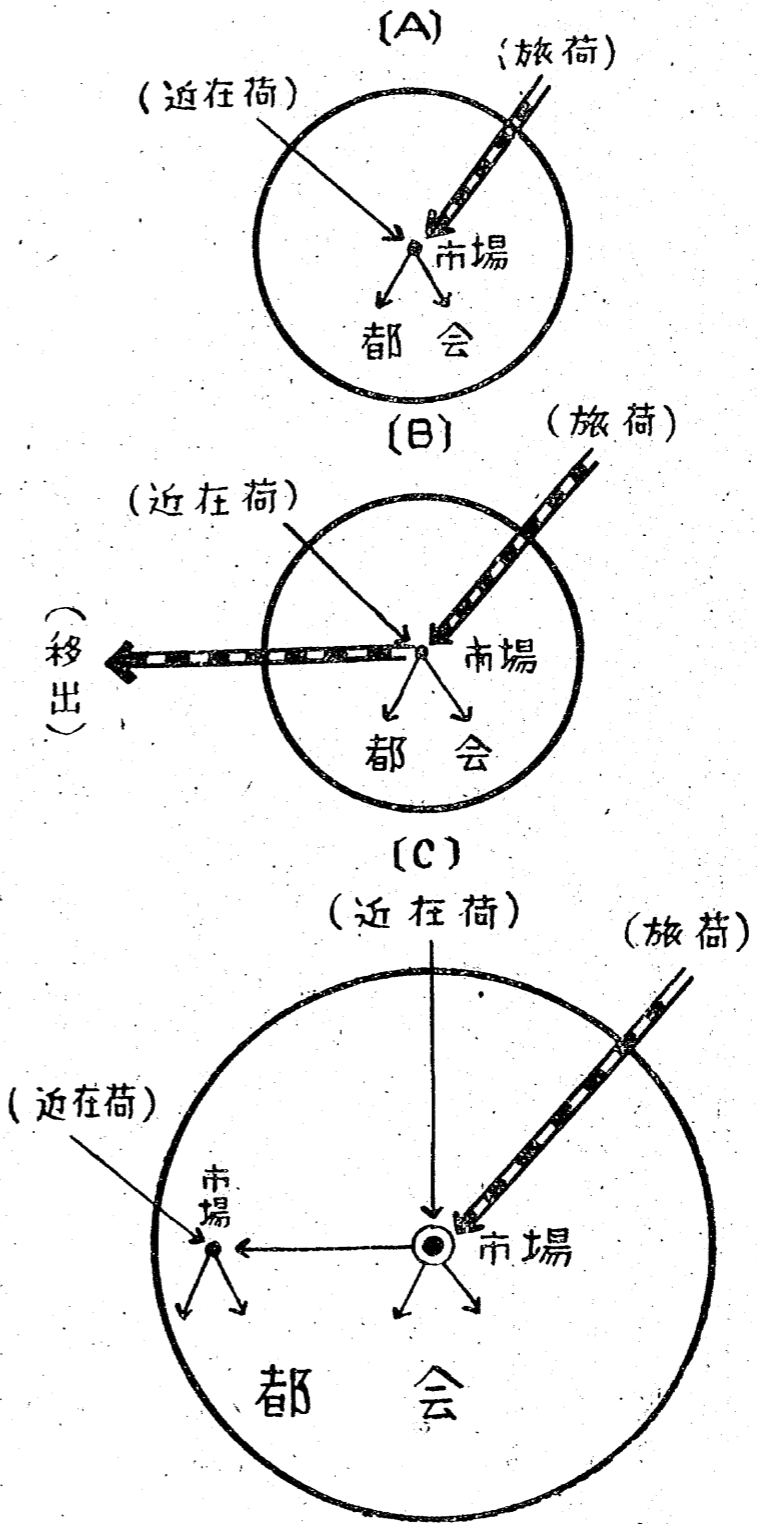
都市ニ於ケル青果市場ノ重要性

	果 實				蔬 菜			
	第一類都市	第二類都市	第三類都市	第四類都市	第一類都市	第二類都市	第三類都市	第四類都市
青果市場	99%	51%	46%	36%	73%	89%	50%	48%
市場外問屋	1	41	37	51	21	5	31	21
小 賣 店	0	5	10	7	4	2	9	14
直接消費者	0	3	7	6	2	4	10	17
合 計	100	100	100	100	100	100	100	100

農林省「全國都市ニ於ケル主要農産物需給調査」

而して腐敗變質性を持つ青果物の供給地帯は、當然消費都市の近郊に於て特に發達する。昭和四年帝國農會の調査に依れば、蔬菜果實類の商品化は全國的にみて、蔬菜三〇%、果實七〇%内外を示してゐるが、東京市管内の蔬菜類十六品目についてみれば八六・九%に達してゐる。かくて近郊地帯が如何に發達せるかを知る事が出来る。

之等近郊地帯を主要供給地として、都會に青果市場が發達し、その周圍の需要に應ずるのである。即ち純然たる集散市場の形態をとる。(A圖)但し名古屋枇杷島の如く濃尾平野と云ふ大蔬菜地帯を控へてその集荷數量は著しく、

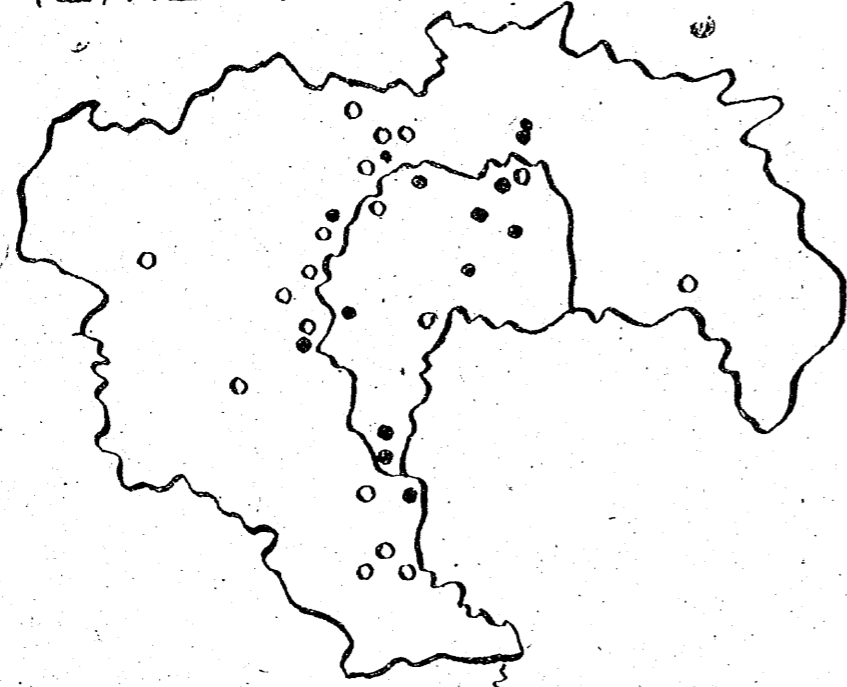


之を悉く附近にて消化し盡し得ない場合には、集散市場であると同時に集荷市場としての色彩を持つものである。

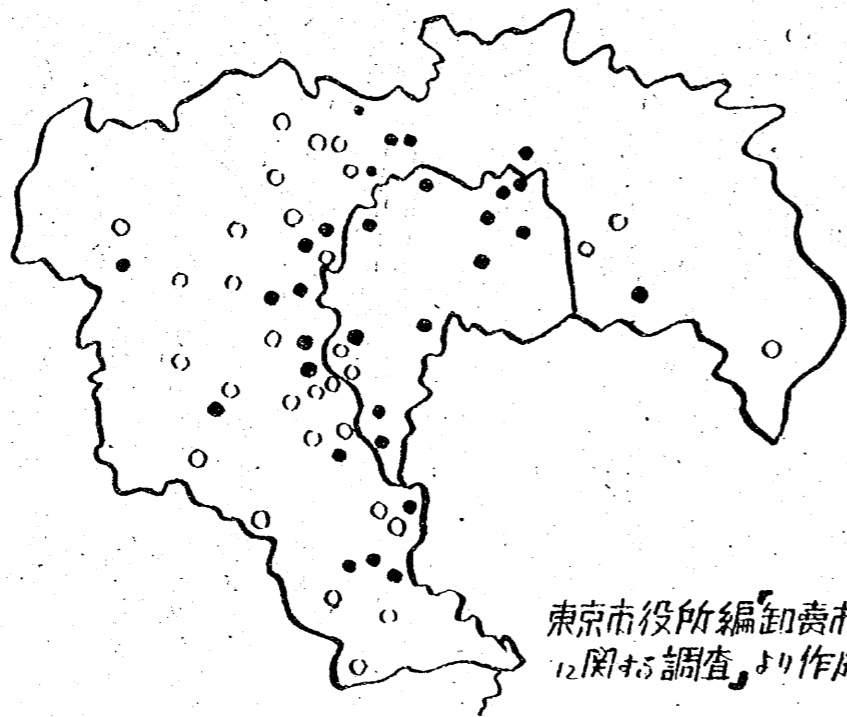
(B圖)名古屋市産業課の調査に依れば大正十三年同市蔬菜消費高は一、一七〇匁に對し、同市よりの出貨高は七、八九三であり、七倍強に達してゐる。尙ほ名古屋全市出荷高蔬菜八、三四〇匁果實一、二三一匁中、枇杷島驛發は七、〇三〇匁六八二匁を占めて居り、枇杷島市場の性質を如實に示してゐる。(名古屋市産業課昭和九年調査)枇杷島市場には、送師なる特殊の轉賣業者が発生し、市場に一度集荷された青果物は他地方に移出せられる。送師は「枇杷島市場青果物移出入組合」を組織し、昭和五年の調査に依れば組合員は二十七名を數へた。

而して都會の膨脹發展並びに輸送技術の發達につれて青果市場の性質も亦自ら變化せざるを得ない。青果物が新鮮を尙び輸送が比較的困難である結果、園藝業が先づ都市の周圍地區に發達する事は前述せる如くである。然も從來の如く輸送技術の發達せざる時代に於ては、新鮮味を失はざる青果栽培地域の限度は市場より一日で牛馬の往復し得る距離五―七里以内であつた。然るに都會人口の増加に依る都市の膨脹は、從來の近郊園藝地を住宅地商店街に變ぜしめ、園藝地は更にその外郭にと移動せしめる。東京で云へば震災後に於ける急激な都市の膨脹は、從來の園藝地たる中野、杉並、荏原、大森地方を郊外住宅地と變ぜしめた。その結果は園藝地を都市中心地より更に遠距離に置く事となり、輸送技術がそれに伴はざる場合は、新鮮度を低下せしめる。此處に於て之等新地域に新市場の設置が要求せられる。東京市に於て云へば左圖の如く市場は増設され、昭和十二年中央卸賣市場開設以前には東京市内大小六十二の市場を算へるに至つた。

(Ⅲ)大正十年に至る迄の増加状況

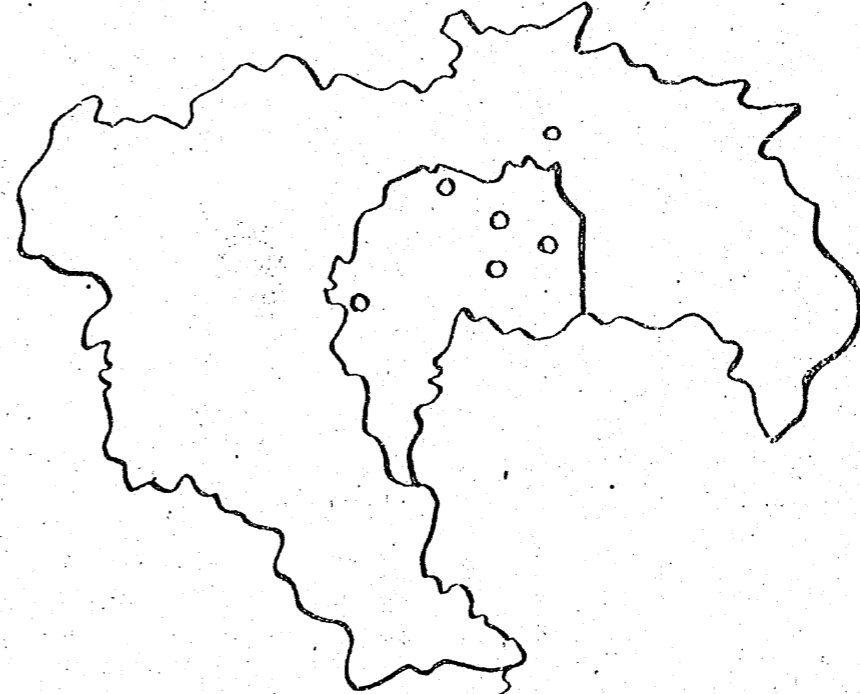


(Ⅳ)大正十五年に至る迄の増加状況

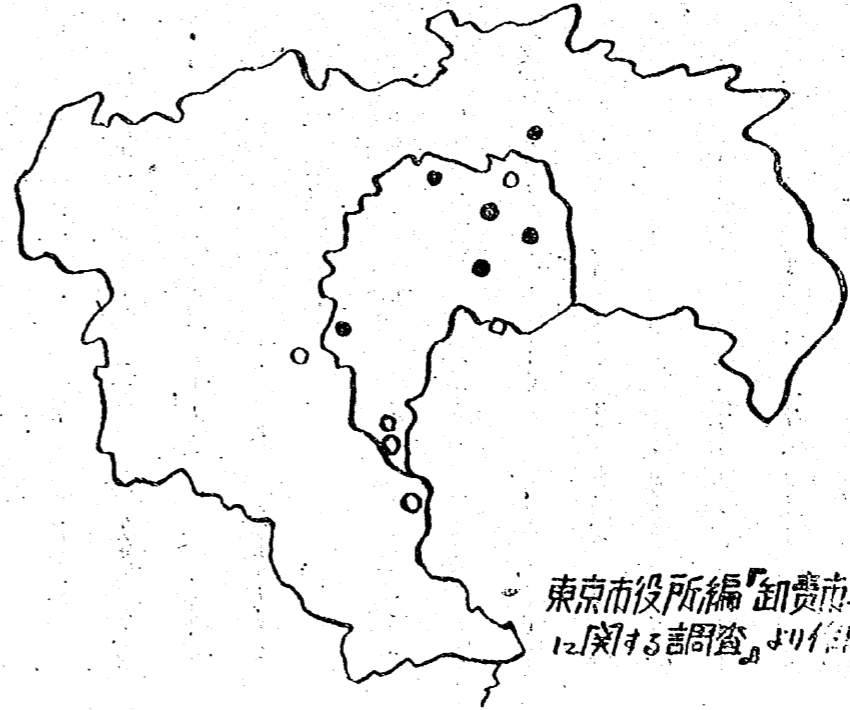


東京市役所編卸賣市場
に關する調査より作成

(Ⅰ)旧幕時代に於ける青物市場



(Ⅱ)明治年間に於ける増加状況



東京市役所編卸賣市場
に關する調査より作成

斯、ス郊外の發展に伴つて生じた之等近郊新市場は、所謂一軒市場と云ひ問屋一軒を以て市場營業を行ふもの多く、又株式會社の場合は小賣商生産者の合同出資に依るもの市内市場問屋の出資に依るもの等あり、舊市場と多分に相違せるものである。而して斯かる新市場の増加は、市場の分化を招來する。即ち新市場は舊市場と同様にその周圍より蝟集する近在荷を取扱ふのであるが、蔬菜地帯の移動に依り周圍から充分なる供給が得られず、又果實其他旅荷をその地理的條件乃至は小市場のため信用が充分でない等の理由から産地より直接荷引する事が不可能である。其處で集荷の大なる舊市場の或者は、從來の集散市場より變じて之等新市場への轉送を行ふ集荷市場としての役割をも演じる事となる。東京に於ける千住青物市場、下宿青物市場、西新井青物市場の如きはその例である。例へば次表の如く神田市場への入荷は、その配給地區の消費量を遙かに越へてゐる。

神田市場ニ於ケル取扱量ト消費量

昭和	果		菜	
	取扱数量	消費推定量	取扱数量	消費推定量
五年	16,785,489 貫	11,100,000 貫	24,668,397 貫	23,600,000 貫
六年	17,004,200	"	27,136,45	"
七年	23,525,637	"	33,158,538	"
八年	22,245,105	"	37,812,456	"
九年	23,996,800	"	40,232,80	"

平均 20,711,446 11,100,000 32,616,757 33,600,000

備考 江坂佐太郎氏算出ニヨル

取扱数量 東京市青果年報 配給區域ノ總町、神田、日本橋、麻布、赤坂、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草、豊島、澁谷ノ十二區150萬人(昭和九年十月一日現在推定)

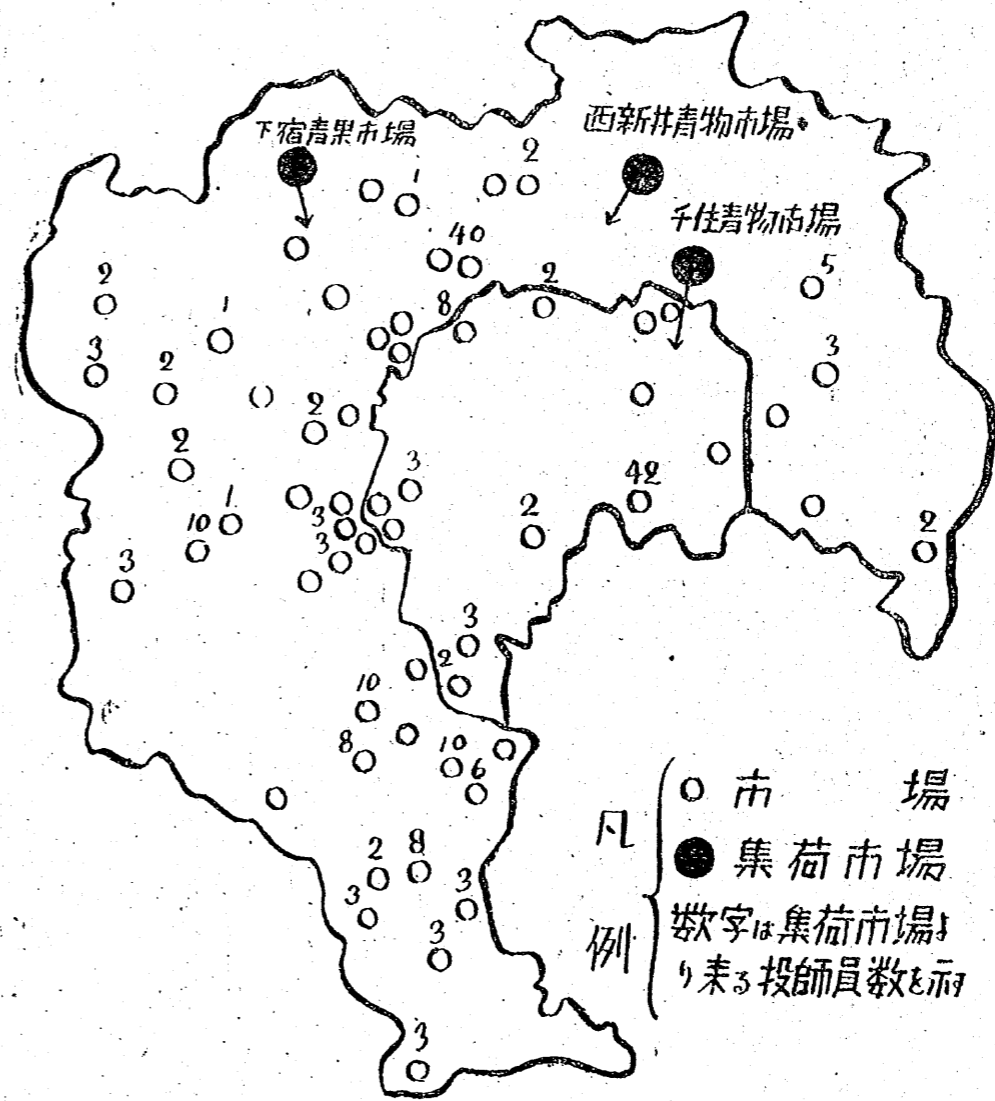
消費推定量 上記人口ニ對シ、六大都市平均消費、果實一人當7貫400匁、蔬菜一人當22貫400匁ニテ換算

斯かる市場の分化は投師と云ふ商人を發生せしめた。即ち之は千住其他の近在荷の過剩に集荷される市場より買出し、之を大森方面を始め荷不足の新市場に運搬してその問屋の店先を借りて小賣其他に販賣する商人を云ふ。例へば東京市の昭和六年の調査に依れば、千住ではその市場に入荷する青果は大部分松戸方面よりの近在荷で、然もその四割三分は投師が購入する。下宿市場では一日平均十名の小賣商に對して投師二十名が買出す。西新井市場に於ても蔬菜類は投師に依つて神田、京橋、江戸の各市場に搬出される。千住市場の投師は千住市場にて買受け自己の荷車に積み千住橋畔に群集せる所謂「立ん坊」に車を押させ、神田、京橋其他郊外の市場に迄運搬し、市場内の空所又は問屋の店頭を借りて自ら買出人に販賣する。千住市場開市時刻は特に早く午前三時頃より始まり、従つて投師が千住より他の市場に運搬しても開市時刻迄に到着し得たのである。今之を圖示すれば次頁の如くである。(前掲C圖参照)名古屋に於ては斯かる轉送業者を「せんば」と稱し、市内各市場間の入荷が均衡を失した場合入荷過剰の市場より過少市場へ轉送する。例へば下ノ一色町の④青果市場の「せんば」は中央市場等の大市場より果物其他の旅荷を買付けて販賣する。

	主要産地	出荷先
甘 藷	關東 近畿、四國、九州ヲ主産地	全國的ニ出荷 地元附近ニ出荷
馬鈴薯	北海道、青森(27%)	全國的ニ朝鮮、臺灣、南洋ニマデ
葱 頭	群馬 大阪附近主産地(60%)	關東地方 全國的ニ出荷
西 瓜	奈良ヲ中心トスル近畿 東北、關東 四國、九州、熊本、宮崎	近畿以北、北海道ヘモ出荷 關東 近畿、中國ヨリ東京方面ヘ出荷 新興産地ニ東京以南
南 瓜	宮崎、熊本 千葉、埼玉ノ主産地	東京、神奈川ニ集中
白 菜	埼玉ヲ始メ關東 宮城ヲ中心ニ東北 長野、静岡	全國的ニ出荷南洋ニモ 東京以南、近畿地方ヘ
甘 藍	岩手(29%) 長野、静岡、愛知、京都	全國的ニ出荷 地元附近ニ出荷
筍	京都(27%)ヲ始メ大阪、三重、滋賀地方 東京、神奈川(30%)	各々地元附近ニ出荷
温州蜜柑	神奈川、静岡、和歌山 愛媛	全國的ニ出荷 四國九州ヘ
夏 橙	和歌山 愛媛	北海道東京ヲ始メ北陸、中部、近畿ヘ 東京、京阪神關門ノ主要都市ヘ 東北、關東方面ヘ出荷
苹 果	山口 青森(94%) 長野	全國的ニ朝鮮、臺灣、海外ヘモ 東京・北陸、中部、近畿ニ出荷 概ネ地元附近
日 本 梨	全國各地ニ生産	東京ヘ集中出荷
甘 柿	關東中部 中部、近畿	名古屋、京阪、神地方ヘ 共ニ東京ヘノ出荷最モ多シ
甜 柿	福島、熊本、主産地 山梨、廣島 大阪、岡山	全國各地ニ出荷 新興産地地元附近四國九州
栗 桃	全國的(愛媛・青森・神奈川) 神奈川 福島 岡山	全國的ニ 大部分東京ヘ 東北方面ヲ主 東京近畿地元ヘ

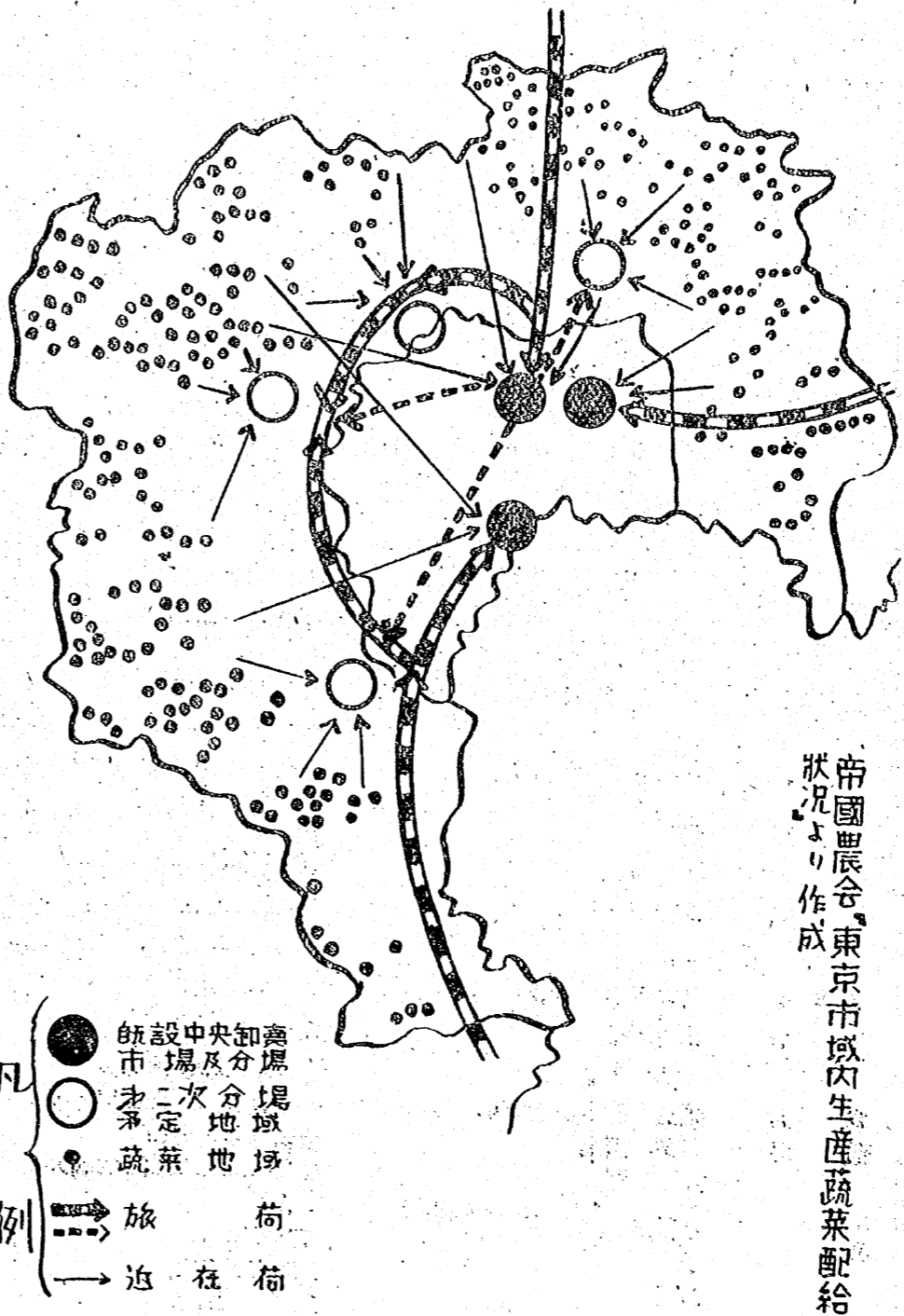
帝國農會「青果物ノ生産販賣統制狀況ニ關スル調査」ヨリ作成

東京市内青果市場と投師 (昭和六年調査)



東京市役所編「卸賣市場ニ関する調査」作成

東京市内青果市場の集散状況 (昭和十年調査)



更に又輸送機關の發達は旅荷を増加せしめ(前掲表五九頁参照)、市場への入荷品の系統に依る市場分化をも齎す。即ち遠距離輸送品を中心とする市場と近郊生産品を中心とする市場とに大別せられる事となる。前者の代表的なものとて神田、京橋の市場が擧げられ、近郊新市場は何れも後者に屬する。従つて、神田、京橋市場より、近郊新市場への旅荷轉送が行はれる事となる。(C圖参照)勿論その區別は程度の問題であつて、神田、京橋兩市場への近在荷の入荷も相當の額に上り、東京市内消費量の大半を占めてゐる状態である。之を圖示すれば前頁の如し。

大阪市に於ても同様の傾向がみられる。即ち中央卸賣市場並びにその配給所たる天満市場、木津市場の外に、二十の市場が市の外域に存在する。之等近郊市場は何れも近郊物を集荷して之を周圍からの買出人に分配すると共に、中央卸賣市場に入荷せられた旅荷が轉送されてくる。又中島市場、小松市場は東京の千住市場の如く近在荷の集荷市場であり、他市場への轉送が行はれ、それに對して北野市場、玉出市場は主として分荷市場としての性質を持つ。尙ほ中央卸賣市場の配給所たる天満市場、木津市場は、同時に市場の南郊及東郊よりの地廻品を集散する事をも行ふ。以上の如く大阪にも東京に於けるが如き市場の分化は極めて顯著なるものがある。

然るに新市場の發展と市内交通機關、道路の發達につれ、右の如き區別は漸次喪失する。從來近郊作物は手押車、リヤカー、牛車等の簡易輸送機關が使用されてゐたが、都市の擴大大道路の改修の結果近郊よりの出荷と雖も手押車の如きは不適當となり、トラック輸送に代り、又は貨車輸送に轉換するに至つた。従つて輸送上に於ける近在荷と旅荷の區別は、その時間に於ても運送に於てもその差異は極めて縮小される事となつた。かくて市場に依る出廻品

目の地方性は失はれ、入荷系統は混交する。東京では近在荷に付ても、松戸、練馬方面の青果は、千住、西新井等の市場を経由する事なく、直接にトラック其他、近郊新市場に輸送され、旅荷の新市場に對する直接配給も増加するに至つた。更に集荷のみならず買出側の分布も亦混交する。従來は小賣商の大部分は地域的にその買出市場が限定されてゐたのであるが、最近では買出人の要求品目、品質如何に依つては、手近にある附近の市場を捨て、中央の大市場へ迄も進出する傾向をみるに至つた。

市場間の混交は當然市場内に於ける轉業者(投師)の機能を喪失せしめる。更に之が漸次全國的規模に迄擴大するにつれ、集荷市場にも影響する。即ち前述せる如く名古屋枇杷市場は名古屋市に對する青果物の集散市場であるばかりでなく、之を東京を始め他の消費都市に對する移出の爲の集荷市場でもあつた。然るに産地よりの直接輸送が漸次増加し、枇杷島の集散市場としての性格は脱落して行く。之を論證する二三の統計を挙げれば次の如くである。

年	果物		蔬菜	
	名古屋市出荷高 噸	名古屋市消費高 噸	名古屋市出荷高 噸	名古屋市消費高 噸
大正一三年	1,542	100	7,893	100
同 一四年	1,856	114	8,834	112
昭和 一一年	3,820	130	8,843	112
同 一二年	3,254	144	10,030	127
同 一三年	3,938	144	9,309	118
同 一四年	3,120	135	8,819	112

同 五年	2,624	145	37,007	169	8,760	111	6,537	559
同 六年	3,272	139	34,808	201	9,424	119	7,689	649
同 七年	2,709	139	35,339	178	9,432	119	7,822	669
同 八年	3,065	132	33,145	200	8,491	120	8,585	648

かくて各市場間の商品流通が促進するにつれて、従來みられた市場の分化と獨立性は失はれる。その結果産地と市場との間に於ける因襲的紐帶は破壊され、産地間の出荷競争並びに市場間の荷引競争とが顯はれる事となる。此の傾向は中央卸賣市場の成立に依つて一層拍車をかけられるに至つた。

中央卸賣市場開設

昭和三年一月十六日	京都青果	果
同 六年二月十一日	横濱青果	果
同 十一月十一日	大阪青果	果
同 八年十二月十三日	神戸中央青果	果
同 十年二月十一日	東京築地本場	場
同 二月二十日	同 神田分場	場
同 同	同 江東分場	場
同 同	同 荏原分場	場
同 十一年六月一日	同 豊島分場	場
同 十二年三月二十五日	同 澁橋分場	場
同 二月十七日	同	

後述する如く中央卸賣市場に於ける取引は極めて公開的であり、其處で成立する卸賣価格は需給を正確に反映する。従つて市場取引は全くの自由競争に委ねられ、産地並びに市場は各々需給に適合すべく努力しなければならない。従來の青果市場に於ても産地間の市場競争はかなり行はれ、産地の盛衰も常にみられたけれども、それは比較的緩慢であつた。例へば徳島縣と神戸市場、紀州蜜柑、大和西瓜と京都市場の如く産地と市場の間は一定の顧客關係に結ばれ他市場への出荷は控目であつた。然るに中央市場では産地の優劣が取引、價格に反影し、産地間の市場競争は深刻

に表面化する。各産地は積極的に市場進出を試みる。例へば大阪中央卸賣市場成立の結果、各産地の商品が一樣に殺到し、従来大阪市場に殆んど縁のなかつた静岡の白菜、小笠原、沖繩の促成南瓜、徳島の胡瓜、茄子、愛知の美濃早生大根、有馬の抑制ほうれん草、静岡の早生苺、埼玉の午菱、宮崎の豌豆等、大阪市場開拓を目指して現はれた。又多年大阪市場の独占を誇つてゐた宮城白菜は静岡白菜に脅され、廣島蜜柑は東京方面を對象とした伊豫蜜柑の出現に依つて打撃を蒙り、其他二十世紀は鳥取に對して奈良、南瓜は宮崎に對して小笠原、沖繩、促成胡瓜、茄子は徳島に對して愛知がそれ〴〵市場を蠶食せんと試みるに至つた。更に又東京市場の成立に依つて各市場間の出荷競争は一層激しくなつた。併し乍ら、京阪神の如く、周圍に供給地帯少く、旅荷が大部分を占める場合は産地間の競争は明瞭に顯はれるが、東京市場は關東平野を控へ、近在荷は六割に達してゐる。従つて、産地間の出荷競争は關西に於けるが如く表面化はしない。

斯くて中央卸賣市場の成立は、青果物の全國的流通を促進し、産地の興廢盛衰は激化する。更に中央卸賣市場に於ける耀賣取引の機構は、産地の出荷に對して各種の條件を要求する事となり、ひいては産地の組織、編成に大きな建直しを齎す事となつたのである。

耀賣は短時間に大量の荷物を處理する爲に、「規格統一、大量出荷、連續出荷を要求する。規格が統一されてゐるならば簡單なる検査に依つて容易に全品の品質を判断し得、然もそれが大量であれば取引の手数が省略される便宜があり、仲買人は當然規格の統一された大量出荷を歓迎する。少量の荷物は一々下見する煩雜さの爲に常に後廻し

にされ、又斷續的出荷は該參加人に對する産地の記憶を失はしめ人氣の中心から遠ざけられる。かくして中央卸賣市場に出廻る青果物は従來とは著しく趣を異にする事となる。

右の如き規格統一、大量出荷、連續出荷等の要求は、産地に於ける出荷組合の發展、生産販賣統制を促進せしめた。その著名なるものを示せば、宮城縣白菜、奈良縣西瓜、奈良縣抑制胡瓜、高知縣促成蔬菜、宮崎縣南瓜、青森縣苹果、岐阜縣柿、岡山縣桃、愛媛縣柑橘等である。(生産販賣統制問題に付ては帝國農會「青果物ノ生産販賣統制狀況ニ關スル調査」参照)。

青果ノ出荷者別出廻割合 (昭和七年)

	果				蔬				菜						
	第一類	第二類	第三類	第四類	平均	第一類	第二類	第三類	第四類	平均	第一類	第二類	第三類	第四類	平均
生産者團體	52%	33%	31%	13%	42%	43%	21%	15%	10%	41%					
生産者個人	10	10	16	30	14	27	50	53	63	39					
同業組合	7	7	3	3	7	—	—	—	—	—					
産地商人	29	29	27	35	29	28	25	22	19	26					
他都市市場業者	2	21	24	19	8	2	4	8	8	4					
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100					

農林省「全國都市ニ於ケル主要農産物需給調査」

出荷團體の出荷先の一例

宮城縣仙臺白菜の出荷

東京	852車
横濱	308
須賀	101
川崎	59
鎌倉	32
沼津	92
名古屋	62
京都	295
大阪	720
神戸	416
広島	12
吳	23
門司	52
札幌	—
尾道	61
外五	
合計	3,085
六大都市	2,653 86%
其他	431 14%

宮城縣農會

日向南瓜の出荷

東京	74,582個
大阪	67,561
神戸	15,861
名古屋	24,581
京都	13,829
横濱	7,591
広島	2,558
岡山	3,768
姫路	1,562
金澤	2,899
朝鮮	972
石阜	162
岐阜	709
川崎	412
須賀	1,077
新潟	320
西宮	544
奈良	293
札幌	259
函館	320
北九州	2,019
其他	824
合計	222,701
六大都市	204,002 91,6%
其他	18,696 8,4%

宮崎縣農會

而して旅荷に於ける出荷團體の發展に對比して、近郊地方は極めて遲滞してゐる。前述せる如く近郊地方は蔬菜地帯として商品化の度合も遙かに進み、その點から考へれば出荷組織に於ても進歩した形態が採られると考へられるが、事實は逆である。近郊地域はその消費地帯に直ちに接觸してゐる結果、何等の共同作業に依らずとも生産品の販路を容易に發見し得。近郊の生産者は都市消費者にその商品を直接供給し得る事も可能であるし、又相手方を見出して後需要される栽培品を送付し得る。都市との交渉が迅速で隨時に出荷し得ると共に都市商人の信用も熟知し

てゐる。従つて都市出荷に際して共同動作をとる必要がない。輸送關係からみても、共同に依る大量輸送を行はずとも、手車、リヤカーに依つて簡単に出荷し得る。従つて共同出荷團體の必要が認められないのである。昭和六年の帝國農會の調査に依れば、大東京市内蔬菜地帯には三十七組合の出荷團體があるが、その活動の内容は極めて貧弱なものである。組合員の生産物を強制受託で受入れ之を共同出荷する者は七組合に過ぎず、他は何れも任意受託である。荷造、選別に於て共同作業に迄及ぶもの殆んどなく、進歩した場合ですら荷造選別の一定の基準を組合で決定するに過ぎない。たゞ集荷場に持寄つた生産物をトラック其他に依つて市場迄共同輸送する程度である。

以上の如き旅荷に於ける出荷團體の發達と近在荷の未組織とは、兩者の市場を分化する。即ち中央卸賣市場には、旅荷が、近郊市場には近在荷が集荷する。中央卸賣市場に於ける鐵道引込線、岸壁、其他各種の新式運搬具、大量貨物の調節に備へる冷蔵庫其他倉庫設備等は、何れも近在より到着する少量の貨物には殆んど貢獻する機會はない。かくて運送技術の發展と共に、中央市場への旅荷の近在荷に對する競争力は強まり、その共同出荷は益々近在荷の入荷を困難ならしめる。かくて中央卸賣市場は、旅荷を集散し、更に近郊市場に對しても轉送される事となり、近郊市場はそれと共に近在荷の集散市場として再生する。(C圖)

勿論前述せる如く東京の如きは、近郊の供給地帯極めて豊富である爲、中央卸賣市場の取扱高の割合に於ては、旅荷はその約四割に過ぎない。併し旅荷の大部分は中央卸賣市場に集散され、然る後近郊市場へ轉送される。又中央卸賣市場の分場と雖も都市外域に設定される限り、近在荷の集散市場となる。(次頁表参照)

東京市中央卸賣市場入荷表 (昭和十三年)

	近在荷	旅荷
築地本場	4,704,492	54,670,270
神田分場	8,016,965	16,466,284
江東分場	4,246,973	2,506,443
荏原分場	5,290,153	2,296,594
豊島分場	4,375,153	2,143,401

東京青果部賣人聯合會「東京市中央卸賣市場青果部取扱高抄報」より作成

(近在荷—東京、埼玉、神奈川、千葉)
(旅荷—其の他)

例へば大阪の木津市場の如き東南郊外よりの地廻品を取扱ふ事大である。

さて中央卸賣市場の成立は一方に於て各産地の出荷競争を激化すると共に、他方に於ては市場間の荷引競争をも惹起せしめる。勿論従来と雖も、市場問屋間の荷引工作は種々行はれた。例へば問屋は地方生産者に對する入荷を勧誘する爲、毎年荷前に各生産地を巡廻したり、専門の雇人を毎朝出荷の多く通過する道路へ派出して出荷を途に擁して之を誘つたり、種々悪弊が行はれてゐた。更に各市場出廻の混合に伴ひ荷引競争は増大したが、中央卸賣市場の成立に依つて、問屋は卸賣會社に收容され、問屋間の荷引競争は行はれないが、市場間の大規模な荷引競争に變じた。中央卸賣市場と雖も手数料を収入とする營利會社であり、集荷の減退は之を好まず、又中央卸賣市場は一都市の消費量を完全に集荷すべき公共的使命を負はされてゐる。かくて市場間には従來の間屋間にも増して、更に大規模な荷引競争が行はれるに至つた。尙ほ複數制の場合には、その間にも荷引競争は殘存する。關西で京都に次いで大阪に中央卸賣市場が成立するや、各産地の商品は殺到し、その供給圏は著しく擴大されたが、産地が猛烈な市場争奪を演じてるにも拘らずその産地確得に努力した。更に神

戸市場の業務開始を見るに至つて、神戸市場も同様産地抱込み等に努める。先づ神戸市場はその最も關係の深い徳島の大阪市場への離反を引戻さんとして、同縣の特産筍、午夢の奪還を企て、更に他産地、他市場へ又觸手を延ばさんとし、京阪神三市場には鼎立的な荷引競争が開始されるに至つた。而して東京卸賣市場が成立するや、京阪神を一丸とする關西と關東の對立が生じたのである。

以上述べ來つた如く中央卸賣市場成立後、産地の出荷競争と、市場の荷引競争とは大規模に行はれ、然も激烈を加へるに至つたのである。

第二節 市場機構と青果物卸賣價格

舊幕時代既に都會に於ける市場を中心として青果物の商品化がかなり行はれた事は前述せる如くである。當時の青果物集散は市場問屋の手に依つて行はれ、その評價並びに配給の全機能を獨占してゐた。即ち幕府又は諸藩は市場の繁榮を目的として獨占的權利を賦與し、更に市場發展に伴ふ問屋の隆盛の結果冥加金を上納して、その擁護を得、その地位を確固ならしめたのである。

江戸に於ては特に神田、駒込、千住の三市場が幕府の御用市場として青物の上納を命ぜられ、一方に於て其の買上値段は極めて低廉で年々巨額の損失を負擔したが、他方に於て幕府の保護を受けてその勢は非常なものであつた。又大阪では天満市場が久しく、獨占を專にしてゐた。

更に名古屋枇杷島市場に就ててもその獨占的地位は強固なものであつた。若干の資料を基礎に枇杷島市場を例

にとつて當時の事情を窺ふ事とする。名古屋の發展に伴ひ枇杷島市場は漸次繁榮に向ひ、問屋數も増加して組合を組織するに至つた。更に進んで運上銀を上納すると共に、賣買の獨占權を獲得したのである。(野口市兵衛氏所藏「由緒書」、名古屋市史「政治編」第二)即ち尾張領内に於て當市場類似の間屋營業を出願するものある場合には、藩主は之を許可すべきか否かに付き當市場問屋に諮問し、若し問屋が自己の營業上差支ありと答申した時には此の願書を却下するのを例とし、若し私かに類似の間屋營業をなしたるものある場合には、吟味の上問屋の特權を侵害するものとして科料、手錠、入牢の刑に處したと云はれてゐる。(西春日井郡誌)

併し乍ら青果物の商品化に伴ひ、漸次問屋の獨占權は侵害され、寶曆の頃より問屋はその取締方を幾回となく懇願してゐる。(西枇杷島市場青物業問屋組合に寶曆八年の歎願文所藏)例へば安政五年近江屋次郎左衛門、伊藤屋道祐兩人が町奉行の認可を受けて十月朔日名古屋小船町に青物糶市を開き、地方勘定奉行は之を以て枇杷島市場の特權を侵害するものと認め、同心を遣はして農家の搬入したる蔬菜を枇杷島市場へ廻送し、糶市場の營業認可を取消し、翌年八月之に關與した藩吏は叱責を受けた事がある。(名古屋市史、西春日井郡誌)

又大阪天滿青物市場に關して次の如き記述がある。「現在市場附近は往古一帯の畑地にして蔬菜の産地たり、之を天滿青物市場に搬出するは勞力と時間とを空費すとの理由を以て、難波、木津、今宮各村の農民團結して寛文延寶年間に互り道頓堀太左衛門橋の畔に新青物市場の開設を出願し許可を得たるも、間もなく天滿青物市場の異議申立によつて停止さるゝに到れり、越えて正徳年間右農民等は天滿市場仕切値段の安價なるを厭ひ、村内又は附近に於

て賣却するの傾向を生じ道頓堀久左衛門町に搬出して市中の策商人(野菜行商人)と取引を開き次で九郎右衛門町及湊町に移り或は難波村に場所を定め立賣を爲せしも喧騒の爲附近の人々より町奉行に其退散を訴へらるゝこと再三、遂に享保九年場所を定めて立賣を爲すことを禁ぜらる、茲に於て難波村民は連署し、青物挨拶場なるもの、設置を出願せしも許されず。遂に私に賣買場を村の北端畑中に建設し世話人二名を置き口錢を徴收し、自村の生産品は固より、他村よりの移送品も共に賣買せり、是れ難波村に於ける青物常設市場の起源となすと。然るに天明元年又々差止の命あり、翌々三年には天滿青物市場以外青物の直賣買をなす可からざる旨三郷に公布せられたるも、毫も萎む所なく屢々市場の開設を嘆願する所あり、天明六年六月を以て十三種の端荷に限り村内にて直賣をなすを許可され市場を弓場に設く後端荷と稱して多量の青物を直賣するものあり、紛擾を見ること屢々なりしが享和四年弓場より北手に移り市立を行ふに至り、文化二年差止の命を受く、されど内密の賣買は毫も改まることなく、尙ほ重ねて同年八月十一日市場の出願をなし、遂に多年の目的を達して其許可を得たり。」(大阪市産業部「大阪市中心卸賣市場概要」)

以上の如き封建的獨占到擁護された市場に於て、問屋は青果配給の全機能を果すと共に價格に關する決定權を掌握してゐた。荷主は多く問屋に販賣を委託し、供給不足なれば問屋は産地に於ける買付に迄進んだ。又供給過剰の場合には問屋自身買出人に對して賣捌ぐのみならず、仲買人を通じて販賣せしめたり、或ひは他地方に轉送する。かくて需給の調節を一人問屋のみが行ふ結果は、評價機能も全く問屋の手に委ねられてゐたのである。(枇杷島市場

に於ける取引に關して、西枇杷島市場青物問屋業組合藏「寶曆六年申合規約」、「寶曆八年嘆願文」等より類推し得。斯る事情は維新後に至つても改められなかつた。從來の封建的獨占は撤廢されたが、市民の衛生上より取締を受けると共に、市場設定に關しては、獨占的地位が與へられる。例へば舊神田市場たる神田青物果物市場の問屋に付て云へば、同問屋組合規約の規定に、

第二條 當組合ハ神田青物果物市場ニ於テ野菜類果實類及ヒ是等ニ關聯スル商品取引ヲ爲ス問屋全體及從來當組合員トシテ市場外ニ於テ營業ヲナシタル是等ノ問屋トヲ以テ組織ス

當組合ハ加入セサル者ハ當市場區域内ニ於テ第一項ノ營業ヲナスコトヲ得サルモノトス

然も多くの場合組合加入は組合員の保證と、二百圓—五百圓の加入金等を必要とし、問屋の獨占を維持した。更に神田市場の如きは、市場内に於て特に重要な出廻品に關しては、その取扱問屋をも特定し、その荷受獨占を確保してゐた。東京神田青果市場組合規約第十五條に、

市場取扱品中品譯ニ該當スル物品ノ販賣ヲ爲サントスル組合員ハ所定ノ金額ヲ當組合ニ納付スベシ、品譯ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

尙ほその品譯に該當する物品を挙げれば、紀州柑類(六十七問屋)、静岡神奈川柑類(七十三問屋)、大阪柑類(百五問屋)、房州物(九十七問屋)、南果物(百六問屋)、東果物(六十問屋)、苹果(八十六問屋)、甲州物(六十九問屋)、葛西砂村蔬菜(四十五問屋)、西山物(四十九問屋)、茸類(三十八問屋)、南青物(二十四問屋)、甘藷(二十五問屋)、山葵(十三問屋)、赤山崎玉物(十五問屋)、獨活(八問屋)、下總物(十問屋)、土物(五問屋)、蕨姑(二問屋)、蓮根(四問屋)、流山(一問屋)〔品譯加入者名簿〕

第一節に於て述べた如く各市場が各々獨立して、集散市場として存続する限り、問屋の市場に於ける評價機能は獨占的である。荷主は都市に於ける供給狀況、購買狀況を知悉し得ず、凡て指値委任にて、その指値を指定する事もなく商品の販賣方の一切を問屋に委託した。市場問屋は荷主から販賣を委託された商品を店頭の廣き土間又は石敷の廣場に堆積して之を賣捌く。賣捌きを終りたる場合は賣上代金より規定の口錢(手数料)及び運賃始め各種の費用を控除して清算書即ち仕切書を作成して之を荷主に渡す。問屋が買出人に對して賣捌く場合、糶賣と相對賣買との方法がとられる。

糶賣に依る場合は問屋の店頭で問屋の主人若くは使用人(京橋市場では「槍矢」、枇杷島市場では「アンコと云ふ」)が高い臺上或ひは荷の傍に立ち、集まつた仲買人乃至小賣商を相手に現物に付て糶値を呼びながら賣買をする。多くの場合符牒で糶値を呼ぶが、一から十までの簡単な符牒であるから荷主は容易に之を了解する事が出来、之を傍觀しながら場合によつては之に指値をすることさへも許されてゐる事がある。糶が決定された時は直ちに問屋の家人の一人が之を記帳するか又は之を「手板」と稱するカード様の薄い木片に記入し、正しく其の口錢(手数料)に相當する金額を差引いて荷主の手取値段と荷主名とを明記し(後更に手板に記して荷主に送るものもある)他の一人は別に又手板に荷主名を記し荷主毎に之を挾んで、仕切値が決定される。尤も手板の場合には多くは手板立に立て更に之を荷主別に整理保存する。此の様な販賣方法は荷主の利權を比較的尊重して居るやうに見える。然し乍ら荷主は實際多く問屋に萬事任せ切りであつて、其の日の仕切書と賣上代金とを翌日受取り賣買に立會はない。その結果仕切

りにはかなりの不正が行はれてゐる。

又神田及京橋の市場の如く相對賣買が行はれた所も少くない。相對賣買の方法は、通常符牒取引、袖下取引、算盤取引、耳遣取引等、何れも賣買當事者のみが値段を知り得る秘密取引であつて、荷主の立會を許すことがあるが荷主は果して自己の荷が幾何で賣上げられたか容易に之を知る事が出来ない。従つて種々手加減を加へ實際の賣上代價と荷主に對する仕切面の賣上代價は必ずしも一致せず、糶賣に比して悪手段を用ひる機會が甚だ多いのである。殊に果實を遠地から送付して來た様な場合には甚だしい。此の様に何れの販賣方法に依つても實際荷主は値段の高低の決定には關係しない爲空しく仕切を待つて時間を浪費するよりは歸つて一荷でも多く搬出するに若かずと殆んど賣買に立會ふものなく、従つて問屋は自己の店に荷を引付ける事に妨げない限りは凡ゆる手段を弄して利益を占める。故に荷主は價格の高低は時の相場で如何ともする事が出来ないと觀念して、利益、損失の如何に拘らず唯々諸々として問屋のなす儘に仕切を承認するの外ない有様であつた。斯かる事例を二三示さう。

例へば問屋の荷が非常に出盛るとき、荷の多くは相場の立たないのを理由として内金を渡して一應荷主を還し、其後荷主が賣上代金の残額を請求するに及んでも言を左右にして有耶無耶の間に殘金着服を遂行する事があつて荷主に損失を蒙らせることが少くない。又出荷者の歡心を買ふ爲に、一見高値なる事を感じしめるやう、上等級のもの比較的高く、下等級のものを比較的安くして仕切價格を決定するのが問屋の常套手段であり、中央卸賣市場開場後價格が公開的となり、兩者の差が減じて斯かる手段の行はれた事が暴露した事實があると云ふ。

其他出荷初期の少量の時に幾分損をしても實際の値段より高く仕切り、最盛期の大量出荷を透致して然る後仕切價格を切下げる等も行はれた。又問屋は先高を見越して、一時委託商品を貯藏したり、他地方の高値を知つて之に轉送したりして、恰も販賣し終つた如く荷主に賣立を通知して、市價成行で仕切を行ふ。然も見越がはずれて價格低落せる場合は、その損害を適宜の手段に依つて生産者に轉化する。一流の問屋ですら斯る行爲がみられたとの事である。

以上述べ來つた如く舊來の市場に於ては青果物の評價機能は全く問屋の獨占であつて、荷主は何等之に關與する事がない。然も都市に幾多の市場ある場合でも、市場相互の連絡通信は不備で、他市場に於ける其の日の相場の高低を知る由がなく、荷主はたゞ問屋の決定する仕切値段を手取金とせざるを得ない。東京の投師、名古屋のせんば等の存在するのは、各市場の卸賣價格が獨立し、相互に知られない事實を示す。然るが故に投師、せんばの營業が可能なのである。又買出人も市場の全入荷量を知る事は不可能であり、市場の一般人氣に依つて仕入れ、勢ひ前日の賣行狀況、當日の見込等に依つて目安の相場を定めて、糶値を付けたり、問屋と相對取引を行つたりする。又需給機能も問屋の獨占であつて、荷主は市場と問屋の選擇の自由なく、然も青果物は新鮮を尙ぶ結果、やむなく問屋の專横に委ねる状態であつた。

従つて問屋は委託問屋である限り元來手数料商であつて、一定の口錢(多くの市場に於て賣上代金の全體一割内外が手数料として規定されてゐる)を收得するに止まるべきにも拘らず、その利益は遙かに大であつたと考へられる。

	手数料		歩	戻
	問屋	仲買	仲買	小賣
神京	1割	—	—	2分
田橋	—	—	—	—
廣尾	—	8分	—	—
芝青	—	—	—	—
二本	—	—	—	—
藤本	—	—	—	—
松屋	—	—	—	—
大塚	—	—	—	—
駒込	—	—	—	3分
三ノ輪	—	—	—	—
百屋	—	—	—	—
品川	—	—	—	2分
大崎	—	—	—	—
大谷	—	—	—	—
澁谷	—	—	—	—
尾源	—	—	—	—
澤田	—	—	—	—
淺藤	—	—	—	—
落合	—	—	—	3分
丸喜	—	—	—	—
板橋	—	—	—	—
東上	—	—	—	—
豊島	—	—	—	—
王子	—	—	—	—
巢鴨	—	—	—	—
關東	—	—	—	—
江川	—	—	—	—
高田	8分	—	—	—
千住	—	—	—	—
高田	—	—	—	2分
丸共	—	—	—	—
戸塚	—	—	—	3分
東洋	—	—	—	—
中野	—	—	—	—
落合	—	—	—	—
大久保	—	—	—	—
武藏	1割	—	—	2分
小松	8分	—	—	3分
葛飾	—	7分	—	2分
農産物販賣組合	—	8分	—	—

更に又永年の常習上種々の慣例を生じて問屋の收得は決して規定通りではない。舊來問屋の計算に關して歩戻と云ふ(東京では錢切、大阪では歩引、名古屋では戻歩とも呼ぶ)慣習が行はれてゐる。

歩戻は昔、錢(文錢、銅貨)の類で問屋が買手から支拂を受ける時には計算の勞があり、又一には兩替料の損失があるので錢以外の貨幣を大いに歓迎した結果、錢以外の通貨で支拂をするものに對し賣上代金の二分を買手に返却したのに起因する慣習である。併し、貨幣制度の變革があり經濟事情の異つた後に於ても此の慣習は其儘存続

して、銅貨で支拂をする場合にも二分乃至五分を買手に返却することゝなつたのである。(日本産業資料大系、商業編)又歩戻の起源として、現金取引の奨励や、延取引の場合でもその支拂期日を嚴守せしめる爲に生じたとか(天満市場史)、延取引に於ける違算を清算する必要から生じたとか云はれてゐる。歩戻は、問屋から荷主に對して行ふ場合と、問屋と買出人との間に行はれる場合とある。東京では前者を錢開又は銀違、後者を錢切と云つた。問屋は荷主に對して仕切金高の四分以下を商品の種類に依り(實際は各種類の商品共に四分で四分以下は少ない様である)差引いて代金支拂をし自ら收得する。従つて問屋は口錢として賣上代金の一分を既に差引き仕切金高を定めた上、更に此の様に仕切金高の四分を差引いて荷主に支拂をするので、結局一割四分に近い利益を得ることゝなる。勿論問屋は通常買出人に對しても歩戻を行ふ。(前掲表七六頁參照)買出人に對する歩戻として賣上代金の二分を返却するものとしても、問屋は差引一割二分に近い利益を得るわけである。買出人が新參で歩戻が何であるかを解せず之を受取らない場合、問屋も亦之を奇貨として與へないものも少くなかつたと云ふ。又荷主に對する歩戻を取らない市場の問屋で、買出人に對する歩戻に相當する分を加へて荷主から普通の手數料以上の口錢を取る者もあつた。又市場に依つては買出人に對する歩戻の慣習がないこともあり、その場合でも問屋は普通手數料の外に荷主買出人の歩戻の混同した意味の手數料を合したものを荷主から徴する慣習があり、物品に依り又生産地により一割以上の口錢を取りつゝあつた事實(例へば一ツ目市場の問屋口錢は普通一割で梨等の果實は普通一割二分下總地方より來るものは一割四分である)は其間の事情を示すものである。此の様に歩戻は混合されて生産者の負擔となり、本來問屋の

収入を減すべき性質を持つ慣習は殆んど問屋の収入を減することなく、全然生産者の負擔として轉嫁され存続してゐる。更に後には荷主の歩戻と買出人への歩戻とが結合して、恰も四分の利益を問屋と買出人との間に二分しつゝある様な觀を呈するに至つた。尙ほ東京では大正八、九年頃好況の爲買出人に對する歩戻が忘れられた形となり、問屋側も要求無き爲に交付しないと云ふ始末で自然消滅になつてゐた。大正十年二月東京府市青果實業組合聯合會が結成され、神田市場に對して歩戻を要求したが、市場問屋側で此の要求に應じなかつた爲に、不買實行となり、十日間程紛争を續けた。同年四月十五日和解が成立して、取引金額の二分を歩戻する事となつた。名古屋枇杷島市場でも昭和三年八月市内小賣青果商組合が問屋側に三分の歩戻を要求し、四ヶ年間紛争が續いた事がある。

さて市場に於ける卸賣人として、多くの場合問屋と並んで仲買人が存在する。たゞ例外的な場合として枇杷島市場を擧げる事が出来る。同市場に於ても仲買人發生の氣運は屢々みられたが、常に阻止され(例へば野口市兵衛氏、西枇杷島問屋業組合所藏資料に依れば文政十一年嘉永元年にかゝる運動あり)今日に至つてゐる。蓋し名古屋では同市場が長く唯一のもので藩の保護も厚く、尾張地方の集荷を獨占し、又同市場は移出市場であり、送師なる轉送業者が發生して實質上仲買人同様の役目をなし、過剩商品を他地方に轉送する結果賣捌に困難を感じないからであらう。仲買人の發生に關しては充分に之を立證する資料を持たないが、大體に於て問屋の使用人から出たものであると云ひ得る。従つて問屋との間は從屬的な關係にあり、取引も一定問屋に專屬してゐた。問屋が仲買に賣渡す方法には二つあつて、一は問屋が豫め値を定めて仲買人に販賣する場合で之を「値する」と云ひ、他は無條件で仲買人に品物を引渡して閉市後相互に價格を協定する場合で之を「渡れ」と云つた。問屋より荷受した仲買人は各自買出人に販賣する結果、純粹の問屋業務のみでは仲買人の賣却値段を知る事が出来ず、問屋は利益を仲買人に奪はれる恐れがある。かくて問屋は仲買人を兼業するに至る場合が少くない。何れにしても、問屋が青果配給の機能を遂行し卸賣價格を獨占的に決定し得る事に變りはない。

以上述べ來つた如く舊來の市場に於ける取引機構は、問屋が配給の全機能を果すと共に、卸賣價格の決定權を掌握してゐた。然るに其の後都市の膨脹につれて外域に新市場が成立し、更に市場相互の混交が行はれるに至るや、問屋の地位は蠶食されて行つた。即ち各市場の獨自性が失はれるにつれてその卸賣價格も相互に影響し合ふ。此の事は市場の取引機構にも影響し、問屋に依る市場卸賣價格の獨占的決定が不可能となり、需給を反映する卸賣價格へと移行する。此の事は中央卸賣市場の成立に依つて決定的なものとなつた。従つて次に中央卸賣市場に於ける取引機構を説明する必要がある。

中央卸賣市場に出荷せられた青果物は、卸賣業者に委託せられ、買出人に分割販賣せられる。勿論特殊の場合には買付も行はれるが、卸賣業者は原則として手数料に依つて營業を行ふのである。

中央卸賣市場法施行細則第二十一條

卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規定ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外自己ノ計算ヲ以テ取扱物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

同法第二十三條

卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規定ヲ以テ定ムル手数料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス其ノ業務ニ關シ報償ヲ受クルコトヲ得ス

東京市中央卸賣市場業務規定第二十四條

卸賣人ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル物品ノ販賣ヲ爲スモノトス、但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り卸賣人ハ自己ノ取扱物品ノ部類ニ屬スル物品ノ買付ヲ爲スコトヲ得

- 一、内地外ノ生産品ヲ移輸入スルトキ
- 二、從來本市場ニ出荷セザリシ地方ト新ニ取引ヲ開始スルトキ
- 三、從來本市場ニ於テ取引セザリシ物品ニ付新ニ取引ヲ開始スルトキ
- 四、出荷者ノ賣惜ミ其他ノ事由ニ依リ出荷著シク減少シタルトキ
- 五、其他市長ニ於テ特別ノ事由アリト認メ承認シタルトキ

大阪市中央卸賣市場業務規定第二十九條

委託販賣ノ方法ニ依リ取扱物品ノ供給ヲ受クルコト困難ナル場合ハ市長ノ承認ヲ得テ買付スルコトヲ得

更に集荷せられた青果物は、卸賣會社に依り仲買人及び買出人に對して糶賣せられ、特別の場合に限つて相對賣定價賣が許されてゐる。更に仲買人は小賣商其他買出人に相對賣買に依つて賣捌くのである。

中央卸賣市場法第十四條

中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ糶賣ノ方法ニ依ルヘシ、但シ業務規定ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限リニ非ラス

東京市(大阪市)中央卸賣市場業務規定第五條

市場ニ於テ爲ス賣買ハ糶賣ノ方法ニ依ル、但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ相對賣、入札賣、又ハ定價賣ノ方法ニ依ルコトヲ得

- 一、品種ニ依リ糶賣ノ方法ニ依ル販賣ヲ不適當ナリト市長ニ於テ認メタルトキ
 - 二、數量夥多又ハ到着遲延ノ爲メ糶賣ノ方法ニ依ル販賣ヲ困難ナリト市長ニ於テ認メタルトキ
 - 三、糶賣ノ方法ニ依ルトキハ不穩當ナル値段ノ生スル虞アリト市長ニ於テ認メタルトキ
 - 四、仲買人又ハ附隨營業人(卸賣人ニ非ル者)カ販賣ヲナストキ
 - 五、其ノ他市長ニ於テ必要アリト認メタルトキ
- 前項各號ノ場合ニ於テ市長必要アリト認メタルトキハ賣買ノ方法ヲ指定スルコトアルヘシ

舊來の市場に於ては、青果物の需給の適合と云ふ配給機能は悉く卸賣人特に問屋の掌中であり、評價機能も亦その遂行する所であつた。斯かる青果物配給の社會的機能を果すと云ふ事は、その反面に於て青果物の價格を獨占的に決定し利益を恣にする事に外ならない。然らば中央卸賣市場に於ける右の如き取引機構の成立に依つて、如何なる變化が顯はれたのであらうか。先づ中央卸賣市場に於ける評價機能を遂行する者は、卸賣業者ではなく、仲買人其他の買出人であると云ふ事が出来る。卸賣業者は從來の問屋と同様に荷主から商品を委託され、之を仲買人並びに買出人に對して賣捌く點に於て、形式に於ては何等變化した事はない。併し問題は委託商品を賣捌く過程の取引の内容が變化したと云ふ事である。從來問屋と仲買人又は買出人との間に相對賣買が行はれる事があつたが、中央卸賣市場に於ては公開的な糶賣が原則である。従つて從來問屋―買出人間の取引が秘密取引であり、荷主が其處に成

立した卸賣價格を認知せず、問屋の任意に決定した仕切價格を以て満足したに對して、中央卸賣市場に於ける取引は公開的な糶賣であり、荷主は卸賣價格を常に知る事が出来、仕切價格決定に關して卸賣人の工作する餘地はなくなつた。

東京市(大阪市)中央卸賣市場業務規定第七條

賣買取引ハ袖遣リ耳遣リ、其ノ他秘密ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得ス
賣買ノ呼値ニ符牒ヲ用キムトスル場合ニ於テハ豫メ其ノ符牒ニ付市長ノ承認ヲ受ケヘシ

又從來と雖も糶賣が行はれた場合も少くなかつたが、糶の形式は現在と大同小異であるが、その實質に於ては根本的に相違する。即ちたとへ形式は糶の形式をとるとは云へ、その結果成立する卸賣價格は賣買當事者のみ關知する所であり、荷主への仕切價格に於ては何等信すべきものなく、相對賣の場合と全く同じである事は前述せる如くである。同じ糶賣でも公開性を缺き、その結果生じる卸賣價格と實際の仕切價格と一致しない場合多く、寧ろ從來の相對賣と共通する點が尠くない。即ち荷主の卸賣價格決定に對する參與に關しては全く同一であり、たゞその形式が糶と云ふ形を採つたに過ぎないのである。然るに中央卸賣市場に於ける糶は、公開的であり、仕切價格決定に關する工作の餘地は何等殘されてない。

かくて現在では卸賣業者は荷主から委託された商品を糶にかけ、其處で成立した卸賣價格の一定割合を手數料として獲得するに止まる。従つて卸賣業者は、卸賣市場に於ける價格決定權は何等有せず、たゞ商品を荷主から受けて之を糶にて賣捌くと云ふ配給機能を有するに過ぎず、それも極めて受動的な立場に於て行ふのである。從來の間屋にあつてはその荷主の提供する青果物を單に受荷して之を販賣するばかりでなく、在荷の不足、産地不作等に依る供給不足乃至は需要が一時に殺到する場合等の外、投機的な思惑から買付が行はれた。即ち賣行良好、先高見越の場合には、問屋に依る積極的集荷が行はれる。然るに中央卸賣市場にあつては、市場法に依り、特殊の場合を除く外買付を禁じられてゐる。(前述市場法第二十一、二十二條參照)市場に齎された青果物を賣捌くのみで、積極的に蒐集すると云ふ機能はない。又その分散機能に於ても、從來の間屋は之を自ら賣捌く外供給過剩に際しては、自己の計算で或ひは貯藏し、或ひは轉送を行ふ。そして恰も委託商品が市場にて販賣し終りたる如く賣立を通知して、仕切價格を任意に作成したのである。然るに中央卸賣市場に於ては、之等の行爲は禁ぜられ、たゞ荷主より委託された商品をその過剩過少如何に拘らず之を其の日の内に仲買人及び買出人に對し糶に提供するのみである。即ち有りのまゝの需給状態に於て、商品を引渡すのである。

かゝる商業機能の喪失は當然商業機關としての本質を失ひ商人の擬制にすぎなくなつた。丁度獨占經濟の進展につれて、商業機能が生産者の把握する所となり、商人が擬制化されると同様である。即ち中央卸賣市場に於ては、開設者は市場取引設備の所有者とし一定率の各種使用料を收得するに過ぎず、卸賣業者は市場取引商品の委託販賣を行ふ謂ゆる手數料商人であり、多くの場合會社組織によつて一割の手數料收入を得るに過ぎない。

東京市中央卸賣市場業務規定第二十三條

卸買人ノ委託者ヨリ收受スル販賣手数料ノ率ハ賣上金額ノ百分ノ十以内ニ於テ之ヲ定メ市長ノ承認ヲ受クヘシ

卸賣業者は荷主からの委託商品を仲買人に糶賣する。従來の市場に於ては、問屋と仲買との業務は混亂して、問屋が仲買兼業を行つた場合が少くなかつたのであるが、中央卸賣市場に於ては兩者の業務上の區別は明白に行はれた。更に前述せる如く卸賣業者が従來の機能を殆んど喪失した結果、仲買人の機能は著しく増大した。先づ市場に於ける最も重要な評價機能は、買出人と共に仲買人の遂行する所となつたのである。それは市場内に於ける糶賣買の中に顯はれる。勿論評價の權能が全く仲買人に移されたのではない。例へば出荷者が指値委託を行つた場合、卸賣価格は指値以下に下落する事はない。又特別の場合卸賣業者が買付を行つた場合には、卸賣価格は買付價格に依つて或る程度制約される。又糶人の巧拙如何も亦卸賣價格決定に影響を及ぼすであらう。併し乍ら之等は何れも消極的に價格變動を規定するに過ぎず、卸賣價格は買手仲買業者の主として決定する所である。即ち仲買人が従來の問屋に代つて評價機能を獲得したと云ふ事が出来る。

併し乍ら中央卸賣市場の仲買人が従來の問屋に代つて、評價機能を獲得したと云つても、その内容は全く異つたものである。従來の問屋は配給機能をも併有して、然も獨占的に價格を自ら決定した。然るに中央卸賣市場の仲買人は需給調節に關する配給機能は何等有せず、然も價格を自ら決定するのではなく、市場に於ける需給關係に基いて評價を與へるのみである。従つて其處に成立する卸賣價格は仲買人の決定する價格ではなく、需給の反映したものであり、仲買人はたゞそれを反映して評價するに過ぎない。

従來の問屋は、需給關係が不適當であれば之を矯正し得る配給機能をも併有してゐた。即ち供給不足に際しては、直接産地に買付を行ふとか、或ひは他市場よりの集荷を行ふ事が出来た。又供給過剰なる場合には之を貯藏するか他に轉送し得たのである。然るに中央卸賣市場に於ける仲買人は、斯かる活動が許されてない。前者に對しては多くの市場業務規定が之を禁止してゐる。例へば東京に於て云へば、

東京市中央卸賣市場業務規定第四十三條

仲買人ハ本市中央卸賣市場指定區域内ニ於テ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ニ付販賣委託ノ引受ヲ爲シ又ハ其ノ市場外ニ於テ爲ス買付ノ方法ニ依ル販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ市長必要アリト認メタルトキハ物品ノ種類及買付市場ヲ限リ買付ヲ爲スコトヲ承認スルコトアルヘシ

仲買人ハ本市中央卸賣市場指定區域内ニ於テハ其ノ業務ヲ行フ市場外ニ於テ一定ノ營業所ヲ設ケ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ市長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

又後者に對しても仲買人の營業は之を許さない状態に置いてゐる。即ち中央卸賣市場開場後の仲買人は、問屋時代に比較して投資金額少く、店舗面積も狭く貯藏は充分に行ひ得ない。又従來の問屋は委託商品を取扱ひ然も仕切價格の工作が可能であるが故に商品過剰の場合之を他地方に轉送しても、その場合の危険の責任は生産者へ轉化する事が出来たが、仲買人は糶落に依る仕入原價のある商品故、之を委託に依る他都市への轉送は極めて危険多い事となる。かくて仲買人の配給機能は極めて限定されてゐる。

而して仲買人は糶落した青果物を小賣商其他に對して、相對賣買を以て賣捌く。此の過程に於て仲買人は従來の

問屋の賣捌きと、形式に於ては同じであつても、その内容は異なる。即ち従来の問屋販賣にあつては相對取引は極めて公開性を缺いた事は前述せる如くである。然るに中央卸賣市場内に於ては、仲買人が軒を並べて店舗を構へ、同一商品に於て價格が相互に著しく差異ある事は不可能である。又仲買人の購入價格が公開的な難に依つて決定され、小賣人を始め一般買出人も之に参加し得る結果、仲買人の仕入價格は極めて公開的である。又東京中央卸賣市場業務規定第四十五條にも

市長ハ必要アリト認メタルトキハ仲買人ニ對シ取扱物品ノ販賣値段及數量其ノ他必要ナル事項ノ報告ヲ命スルコトアルヘ
ト規定してゐる、

更に仲買人相互間の競争は仲買人をしてその希望する口錢すら得る事を困難ならしめてゐる。而して仲買人員數は従前に比して増加し、市場に於ける彼等の權利に關して何等の規定もない。大迫武雄氏の計算に依れば青果市場仲買人員數は中央卸賣市場開場前七八一人に對し開場後八三六人と報じてゐる。

従來は仲買人と小賣との間に一定の顧客關係があり、その地位はやゝ獨占的であつた。即ち仲買人の多くは一定の間屋に專屬し、又一定の買出人を從屬せしめてゐた。其處に一種の封建的な顧客關係があり、地位は安定してゐた。然るに中央卸賣市場に於ては問屋との間は難を仲介に仲買人相互競争し、買出人も亦自由に仲買人を選択する。

以上の如き状態は、仲買人を困窮せしめ、昭和二年十一月京都中央市場開業以來仲買人の窮迫が問題化した。中

現金賣上	¥1,460.21	
掛賣上合計	1,722.01	
殘收入合計	¥3,132.22	
越入高費	55.39	
仕入營業	¥ 72.52	¥3,237.61
廻賃	2,999.91	
小用人費	¥22.94	
使用當馬賃	49.52	
辦車通信	11.72	
通金家組合費	8.85	
	3.68	
	6.75	
	28.05	
	10.53	142.04
支出合計		¥3,214.47
差引利益		¥ 23.14

央市場新聞社の仲買業態精密調査に依れば、仲買人の一ヶ月平均賣上高は三千八百八十二圓二十二錢、利益金は僅かに二十三圓十四錢である。

前述せる如く中央卸賣市場に於ける仲買人は、配給機能を有せずして然も市場の需給關係を基礎に評價するとすれば、仲買人に依つて評價せられる卸賣價格は極めて變動常なきものとなる事は明かである。換言すれば従来の問屋の行へる需給調節と云ふ配給機能は、

中央卸賣市場に於ける卸賣業者、仲買人何れも之を所有せず、その結果青果物特有の供給の不規則は直ちに仲買人の評價に依つて成立する卸賣價格に反映して、價格は激動する。

中央卸賣市場に於ける卸賣價格が、公開的な難に依つて決定せられ、従来の市場問屋が有せる人為的な評價機能が失はれ、正當なる需給が反映するに至つた事を説明した。併し乍ら難賣が全く正確に需給を反映するものでありと斷定するのは、些か早計である。難賣は買手間の自由競争に依る價格の決定であるが、その主たる買手は市場

仲買人であり、相互に熟知してゐる間柄である。従つて其處に談合的行爲が行はれ或る程度以上の値上りが抑制される事も豫想される。又糶賣の妙味は複数の買手間に競争意識を起さしめて最高價格に糶落し決定する點にある。従つて買手間の競争意識が煽れる場合價格は不穩當に高騰し、又逆に競争意識が滅殺される時は必要以下に氣配を低下せしめる。即ち買手の需要氣分に群集心理が手傳ひ不自然な價格騰落を招來する。

例へば買手の一部が何等かの理由で高値を付けたならば、他の買手もその申込價格に牽制されて高値をつける。又全般的に需要大なる場合は買手の欲求は彌が上にも沸騰し、需要價格以上に糶上る。又反對に需要が少い場合は、需要の減退以下に價格は低落する。其他の糶人の巧拙、上場の順序、糶賣の口數等も亦、價格に若干の影響を及ぼす事が考へられる。

併し乍ら以上の事を考慮に入れても、尙ほ、中央卸賣市場の取引機構に於て成立する卸賣價格は、舊來の市場間屋に於けるよりも、需給條件を反映したものであり、人爲的な價格決定とは異なる事數段である事は云ふ迄もない。

以上青果物商品化に伴ふ市場の變遷とそれに従つて生ずる取引機構の變革が卸賣價格に如何に影響したかを論じた。即ち青果物の商品化が進み、青果市場間の混交が行はれるにつれ、産地と市場は何れも相互に出荷競争と荷引競争を開始し、市場に於ける取引機構も亦それに相應して變革され卸賣價格は全國的需給を反映するに至る。此の事は云ふ迄もなく青果物價格の變動性を高めるに外ならない。蓋し一方に於て青果物生産はその自然的並びに社會

的事情より極めて不規則なものであり、他方に於て青果物は生活必需品であつて消費は生産の過不足に適應して調節され得ないからである。然も價格の變動性の強い事は、生産者にとつても消費者にとつても望ましいものではない。従つて青果物價格の公正化は、その結果に於て反つて望ましからざる事態を生む事となる。自由競争は常に其の反對物である獨占への契機を含むものである。青果物生産に於ても、産地の出荷競争と市場の集荷競争とは、産地の出荷統制、仕向市場の割當協定に迄進む。併し乍ら、農産物生産の自然的並びに社會的事情は未だ之を至難ならしめてゐる。帝國農會の斡旋其他に依る出荷協定、市場協定が幾多成立せるにも拘らず、常に紙上計畫のみに終り、市場の對立と産地の鬭争で失敗に終つてゐる。最近物價停止令の適用されない生鮮食料品に對しても何等かの統制が政府に於て計畫せられんとしてゐる事が報ぜられた。その場合と雖も青果物生産を放置する限り、青果配給の統制は困難であらう。何れ之等の點に關しては更に稿を改めて論じる事とする。

(一九四〇・二・二〇稿)

(附記) 本稿は名古屋枇杷島市場、大阪中央卸賣市場、東京中央卸賣市場に於て昨夏調査せるを基礎とした中間報告の一部である。特に取引機構の資料に關しては未だ充分でなく、他日更に一層の資料の蒐集と相俟つてその完成を期したい。尙ほ枇杷島市場の青物問屋業組合特に野口市兵衛氏、名古屋市役所市場課、名古屋商工會議所、大阪中央卸賣市場、東京中央卸賣市場、同市場内愛知縣販賣斡旋所長江坂佐太郎氏、東京市市政調査會、三菱經濟研究所等に對して、資料を閲覧食與された事を此の機會に感謝する次第である。